

霧島市介護保険条例の一部改正について

霧島市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月24日提出

霧島市長 中重真一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「以下同じ」を「以下この項において同じ」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(延滞金に関する経過措置)
- 2 改正後の霧島市介護保険条例附則第7項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市税条例の一部を改正する条例（令和2年霧島市条例第20号）の施行により、市税に係る延滞金の割合の特例が改正されることを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものである。